

1

令和5年第1回

多治見市議会定例会議案

令和5年2月20日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	2
報第3号	専決処分の報告について	3
報第4号	専決処分の報告について	4
報第5号	専決処分の報告について	5
報第6号	専決処分の報告について	6
報第7号	専決処分の報告について	7
議第1号	多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて	8
議第2号	多治見市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を 改正するについて	17
議第3号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	22
議第4号	多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部を改正す るについて	23
議第5号	多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を 改正するについて	24
議第6号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	26
議第7号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	27
議第29号	市政監察契約の締結について	28
議第30号	工事請負契約の変更について	29
議第31号	第7次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	30
議第32号	市道路線の廃止及び認定について	32
議第33号	市道路線の廃止及び認定について	33
議第34号	市道路線の廃止及び認定について	34
議第35号	市道路線の廃止及び認定について	35
議第36号	市道路線の認定について	36
議第37号	市道路線の認定について	37
議第38号	市道路線の認定について	38
議第39号	市道路線の認定について	39

議第40号	市道路線の認定について	40
-------	-------------------	----

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年9月6日午後0時頃、市内東町1丁目地内において、市道015205線西側の本市所有の緑地にある枯木が倒れ、隣接する本市所有の駐車場に駐車中の車両の上部、左側面等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年12月28日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 441,652円

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年9月30日午前10時頃、多治見市立昭和小学校西門付近の運動場において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、同校駐車場内に駐車中の普通自動車に当て、同車両右側のドアガラス及びウインドウガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年12月28日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 195,030 円

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

専第1号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年11月16日午後1時40分頃、市内大藪町地内の市道914800線において、本市職員（道路河川課所属）が、道路上の樹木の枝の伐採作業中に、誤って電話線を切断し、当該電話線の修理に係る損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月5日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 84,511円

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

専第2号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年10月11日午前7時30分頃、多治見市立北栄小学校体育館東側の同校駐車場において、北門方向に走行中の普通自動車が、駐車場に埋め込まれたブロックの突起部分を踏み、同車両右側前輪のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月16日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 12,605円

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

専第3号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月19日

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 土地貸付料の未収金
- 2 債務者 多治見市 * * * *
- 3 権利放棄する金額 9,656円
- 4 権利放棄の理由 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第14号

工事請負契約の変更について

令和4年3月23日議第33号をもって議決を経た文化会館大規模改修工事 電気設備工事に係る小境・林特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年12月2日

多治見市長 古 川 雅 典

契約金額「302,500,000円」を「311,542,000円」に変更する。

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第15号

工事請負契約の変更について

令和4年3月23日議第32号をもって議決を経た文化会館大規模改修工事 建築工事に係る株式会社飯田建設との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年12月13日

多治見市長 古 川 雅 典

契約金額「272,800,000円」を「281,739,700円」に変更する。

議第 1 号

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 児童の健康の増進及び情操のかん養並びに文化・生涯学習の振興並びに市民の連帯意識の醸成を図るため、多治見市笠原交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 多治見市笠原交流センター

(2) 位置 多治見市笠原町字古御所2081番地の 1

2 交流センターの附帯施設として、笠原中央公民館陶芸工房（以下「陶芸工房」という。）を多治見市笠原町字木曾畷2046番地の 1 に設置する。

(施設)

第 3 条 交流センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条第 1 項の規定により、次の施設を置く。

(1) 多治見市笠原児童館（以下「笠原児童館」という。）

(2) 多治見市笠原中央公民館（以下「笠原中央公民館」という。）

2 笠原児童館は、その目的を妨げない限度において、笠原中央公民館の事業の用に

供するものとする。

（事業）

第4条 笠原児童館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。
- （2）健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。
- （3）子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。
- （4）その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

2 笠原中央公民館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）講座、講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。
- （2）図書、記録、資料等の収集及び提供に関すること。
- （3）文化・生涯学習の活動支援に関すること。
- （4）会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。
- （5）その他文化・生涯学習の振興のために必要な事業

（運営の基本）

第5条 交流センターは、第1条の目的を達成するため、第3条第1項に規定する施設相互の連絡調整を密にすることにより、複合的施設として有機的に運営されなければならない。

（指定管理者による管理）

第6条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第4条に掲げる事業
- （2）交流センターの利用許可に関すること。
- （3）交流センターの維持管理に関すること。
- （4）利用料金の収受に関すること。
- （5）その他市長が必要と認めること。

（開館時間等）

第8条 交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の申請及び許可)

第9条 交流センターの施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって笠原児童館を個人で利用しようとするものについては、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前2項と同様とする。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(3) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他交流センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第13条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は、前項の規定による利用料金を納入しなければならない。ただし、児童であって笠原児童館の遊戯室を個人で利用しようとするものについては、この限りで

ない。

（利用料金の収入）

第14条 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、前条の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の納入）

第15条 第13条に規定する利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続により申請した場合にあっては、利用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、陶芸工房の利用に係る利用料金は、利用後速やかに納入しなければならない。

（利用料金の還付）

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長と協議の上必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第17条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

（原状回復の義務）

第18条 利用者は、施設の利用を終えたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（目的外使用）

第19条 市長は、その用途又は目的を妨げない限度において、施設を目的外に使用させることができる。

2 第9条から前条まで（第14条を除く。）の規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第9条第1項本文中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用者」とあるのは「使用者」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第11条第1項中「指定管理

者」とあるのは「市長」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第12条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用」とあるのは「使用」と、第13条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」とあるのは「に定める額」と、同条第2項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用」とあるのは「使用」と、第15条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第3項中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が、あらかじめ市長と協議の上」とあるのは「市長が」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用場所」とあるのは「使用場所」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用区分」とあるのは「使用区分」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用後」とあるのは「使用後」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他交流センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第21条 原状の回復を怠った者又は施設若しくは設備を損傷した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 施設の利用又は使用の申請の受理、利用又は使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表多治見市笠原児童館の項を削る。

別表中

「

遊戯室	1時間までごとに	390円	100円
集会室		220円	100円
調理室		500円	210円

」を

「

遊戯室	1時間までごとに	390円	100円
集会室		220円	100円

」に改める。

- 4 多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表多治見市笠原中央公民館の項を削り、同条第2項を削る。

第7条第2項中「、第9条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第1（多治見市笠原中央公民館については別表第2）」と」を削る。

第12条及び13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

別表第2を削る。

- 5 多治見市図書館の設置等に関する条例（昭和63年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（分館の設置）

第3条 法第3条第5号の規定により、図書館に次の分館を設置する。

- (1) 名称 子ども情報センター
- (2) 位置 多治見市常盤町1番地

別表（第13条関係）

1 会議室等利用料金

時間区分 利用区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及 び午後8時からの1時間30分の区分	冷暖房料 1時間につき
3階視聴覚室	660円	320円
3階会議室（1－1）	250円	210円
3階会議室（1－2）	250円	210円
3階会議室（2）	420円	210円
3階会議室（3）	210円	210円
3階料理教室	760円	320円
3階和室（1）	210円	210円
3階和室（2）	420円	210円
3階茶室（1）	310円	210円
3階茶室（2）	420円	210円
大ホール（全面利用）	990円	320円
大ホール（2/3面利用）	700円	320円
大ホール（1/3面利用）	350円	210円
遊戯室	880円	320円

備考

- 1 冷暖房料の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 利用者が入場料等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
 - （1）入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の5割の額
 - （2）入場料等の最高額が1,500円を超え、3,000円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の10割の額
 - （3）入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の20割の額

- 3 3階料理教室において、調理設備を利用しない場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき660円とする。

2 附属設備利用料金

笠原中央公民館 附属設備	1件につき5,000円以内で市長が別に定める。
-----------------	-------------------------

備考 利用者が入場料等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の5割の額
- (2) 入場料等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の10割の額
- (3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の20割の額

3 陶芸工房利用料金

施設	区分	利用料金
陶芸工房	1人1時間につき	110円

備考 焼成窯を利用するときは、利用料金のほか、別に定める燃料費等の実費相当額を負担するものとする。この場合において、徴収する実費相当額の負担は、利用後速やかに納入するものとする。

議第 2 号

多治見市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正するについて

多治見市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正
する条例

多治見市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 10 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条第 11 号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「申請等をする者又は処分通知等を受ける者」を「手続等の相手方」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の例による。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「にかかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、

「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的

記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第10条とする。

第7条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関等が」を削り、「を使用して行わせ、又は」を「を使用する方法により」に改め、「行うことができる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「毎年度」を加え、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は

電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表33の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。この項、次項及び35の項において「令和4年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表34の項中「宅地造成等規制法」を「令和4年改正法附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表35の項中「宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定による」を「令和4年改正法附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合している旨の」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議第 4 号

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部
を改正するについて

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例（平成27年条例第
2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部を改正
する条例

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例（平成27年条例第
2号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第19条第 1 項」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 号

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例
の一部を改正するについて

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年
条例第42号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部
を改正する条例

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」
を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所し
た」を「入所又は入居をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、施行日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第104号。（以下「改
正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する新特定施設（以下「新特定施設」とい
う。）に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を
変更したと認められる同項に規定する読替え後の新第19条第 3 項に規定する特定施
設入所等障害者及び施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居をすること
により、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる改正法附則

第4条第2項に規定する読替え後の新第19条第4項に規定する障害者等について適用する。

議第 6 号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の 6 の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第 1 項第 2 号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第 3 号中「52万円」を「535,000円」に改め、同条第 3 項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の 6 の12及び第20条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 7 号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表美坂の部昭和28年度の款戸数の欄中「8」を「4」に改め、同表旭ヶ丘第1の部昭和43年度の款中「38」を「34」に改め、同部昭和44年度の款中「34」を「29」に改め、同表旭ヶ丘第3の部昭和45年度の款中「30」を「24」に改め、同表草口住宅の部昭和41年度の款中「16」を「12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第29号

市政監察契約の締結について

次の者と市政監察契約を締結したいので、多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第15条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 市政監察契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 次に掲げる額（消費税等の額を含まない。）
 - （1）基本額 月額20,000円
 - （2）実績額 次のア及びイの合計額
 - ア 公益通報に基づく調査1件につき30,000円
 - イ 公益通報に基づく調査1時間につき15,000円。ただし、1時間に満たない時間については、30分未満は7,500円とし、30分以上は15,000円とする。
- 4 契約の相手方 多治見市大日町21番地
木下 貴子

議第30号

工事請負契約の変更について

令和4年3月23日議第36号をもって議決を経た陶都中学校外壁等改修工事に係る株式会社吉川組との工事請負契約の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

記

契約金額「442,200,000円」を「463,142,900円」に変更する。

議第31号

第7次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和元年12月20日議第156号をもって議決を経た第7次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

第7次多治見市総合計画基本計画中

「

安心して子育て・子育てするまちづくり	5	38
--------------------	---	----

」を

「

安心して子育て・子育てするまちづくり	5	39
--------------------	---	----

」に、

「

計	40	180
---	----	-----

」を

「

計	40	181
---	----	-----

」に改める。

第7次多治見市総合計画基本計画 政策の柱 安心して子育て・子育てするまちづくり中

「

基本計画事業の数	38
----------	----

」

」を

「

基本計画事業の数	39
----------	----

」に、

「

小泉保育園、北野保育園を統合園として整備を進めます

」を

「

小泉保育園、北野保育園を統合園として整備を進めます
笠原小学校附属幼稚園、笠原保育園を統合し、現在の笠原保育園施設を活用し、幼保連携型認定こども園の整備を進めます

」に、

「

- 5 小泉保育園、北野保育園を統合園として整備を進めます

」を

「

- 5 小泉保育園、北野保育園を統合園として整備を進めます
- 6 笠原小学校附属幼稚園、笠原保育園を統合し、現在の笠原保育園施設を活用し、幼保連携型認定こども園の整備を進めます

」に改める。

議第32号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	3 0 3 3	3 2 1 4 0 4	多治見市 同 市	高田町2丁目10番 高田町2丁目27番	地先から 地先まで
認定	3 0 3 3	3 2 1 4 0 4	多治見市 同 市	高田町2丁目10番 高田町2丁目28番3	地先から 地先まで

議第33号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8 2 6 0	8 6 1 1 0 7	多治見市 同 市	笠原町字山畔3228番2 笠原町字富士下3387番39	地先から 地先まで
認定	8 2 6 0	8 6 1 1 0 7	多治見市 同 市	笠原町字山畔3228番2 笠原町字富士下3387番9	地先から 地先まで

議第34号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8 3 8 1	8 7 1 2 0 5	多治見市 同 市	笠原町字森下1648番75 笠原町字森下1648番93	地先から 地先まで
認定	8 3 8 1	8 7 1 2 0 5	多治見市 同 市	笠原町字森下1648番103 笠原町字森下1648番112	地先から 地先まで
認定	8 4 3 0	8 7 1 2 0 9	多治見市 同 市	笠原町字森下1648番121 笠原町字森下1648番131	地先から 地先まで
認定	8 4 3 1	8 7 1 2 1 0	多治見市 同 市	笠原町字森下1648番134 笠原町字森下1648番133	地先から 地先まで

議第35号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8406	874104	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番149 笠原町字梅平4106番239	地先から 地先まで
認定	8406	874104	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番149 笠原町字梅平4106番236	地先から 地先まで
認定	8432	874105	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番222 笠原町字梅平4106番224	地先から 地先まで
認定	8433	874106	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番230 笠原町字梅平4106番237	地先から 地先まで
認定	8434	874107	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番279 笠原町字梅平4106番280	地先から 地先まで

議第36号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1 2 7 2	1 1 0 7 3 2	多治見市 同 市	末広町71番1 青木町45番3	地先から 地先まで

議第37号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
2 3 4 4	2 1 3 1 5 8	多治見市 同 市	金岡町1丁目73番9 金岡町1丁目73番8	地先から 地先まで

議第38号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
3 1 8 8	3 1 5 4 3 6	多治見市 同 市	東山1丁目9番12 東山1丁目9番5	地先から 地先まで

議第39号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
4 1 7 5	4 1 3 2 2 6	多治見市 同 市	喜多町1丁目88番3 喜多町1丁目88番8	地先から 地先まで

議第40号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

多治見市長 古 川 雅 典

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 7 2	5 2 1 7 1 5	多治見市 同 市	北丘町2丁目17番11 北丘町2丁目17番5	地先から 地先まで